　　　　　 　　　　　　　会則

（名称）

1. この団体は「　　　　　　　　」と称する。

（組織）

1. この団体は東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修を修了したボランティア等の会員をもって組織する。

（目的）

1. この団体は営利を目的とせず、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業を運営することで地域福祉に貢献し、会員相互の資質と意識を高めることを目的とする。

（事務所）

1. この団体の事務所及び運営拠点は東大阪市　　　　　　　　　　におく。

（役員）

1. この団体に次の役員をおく。

会長　　名　　副会長　　名　　会計　　名　　役員　　名　　監事　　名

（役員の選出）

1. 会長は総会において選出する。

２　副会長及び会計は会員の中から会長が選出する。

３　役員は会員の中より選出する。

（役員の任期）

1. 役員の任期は　　年とする。ただし再任は妨げない。

（役員の任務）

1. 会長はこの団体を代表して団体を統括し会議の議長となる。

２　副会長は会長を補佐し、会長が事故のあったときはその職務を代行する。

３　会計は会計事務を掌理する。

４　監事は会計に関する事務を監査する。

（会議）

1. この団体の会議は、総会及び役員会とする。

（招集及び議決）

1. 総会は年１回、役員会は必要に応じて会長が招集する。

２　会議の議事は出席者の過半数でこれを決定し可否同数のときは議長の決定するところによる。

（総会の審議事項）

1. 総会は次の事項を審議する。
   1. 会務報告（事業報告）
   2. 予算、決算報告
   3. その他会長の付議する事項

（その他）

1. この団体の運営上、会則の定めない事項、または必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

附　則　この会則は　　　　　　年　　月　　日から施行する。

役員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 会長 |  |
| 副会長 |  |
| 会計 |  |
| 役員 |  |
|  |
|  |
| 監事 |  |